

第15回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令および当社定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

【事業報告】

対処すべき課題

新株予約権等の状況

会社役員の状況（責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険
契約の内容の概要等）

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

【計算書類】

【監査報告】

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

株式会社アルファパーチェス

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、株主さまに対して交付する書面
(電子提供措置事項記載書面) への記載を省略しております。

対処すべき課題

当社グループにとって、DX（Digital Transformation）市場の拡大は大きなビジネスチャンスになっています。また、人手不足や働き方改革の進展、企業の間接材購買における効率向上や高度な内部統制の必要性は、当社の独自の強みをアピールし、事業を拡大する上での絶好の機会になります。

このような環境の下、当社グループにおきましては、以下の3項目を対処すべき課題と認識しております。

①知名度の向上による新規顧客の更なる開拓

当社は2022年12月の東京証券取引所スタンダード市場への上場により、一定の知名度向上は実現しましたが、未だに社名が浸透していると言える状況にはございません。

当社グループの顧客は大企業に限定されますが、日本には売上規模1千億円以上の規模の大企業が約1千社あります。当社が現在、サービスを提供しているお客様の数は、その1割以下であり、顧客数の拡大こそが当社グループ最大の課題です。そのため、広報活動・IR活動の充実化による知名度向上に加え、特にMRO事業においてはデジタルマーケティングやセミナー開催などの個別のプロモーション施策を展開し、広報・IR活動との相乗効果を通じて、新規の大企業グループの顧客開拓を進めてまいります。

②IT人財、およびコンサルティング人財の獲得とスキルの向上

MRO事業において当社グループの新規顧客開拓を加速するためには、顧客企業グループのニーズを的確に捉えた提案を行い、かつ、その提案を顧客グループのITシステムと当社グループが提供するITプラットフォームの連携により、短期間で実現できる人財を質と量の両面で増員することが必要です。またFM事業においても、ローコード・アプリプラットフォームを活用した顧客毎の専用アプリの開発等、IT技術の積極的な活用を進めることができる人財が必要となります。

そうした人財需要に応えるためには、高ポテンシャル人財の新卒段階での採用に加え、中途での優秀人財の採用が必須となります。新卒および中途の優秀人財獲得のためには、当社グループの魅力を強く訴求する必要があるため、当社グループが上場を果たし、コンプライアンスや財務基盤において不安がないことに加え、成長途上の企業であることから、新たに当社に入社する従業員にとって絶好の成長の場となることを採用活動において示してまいります。また、新卒と中途のIT、コンサルティング人財候補につき、教育と実践の機会を十分に与えることで優秀人財に育ててまいります。

③上場企業としての積極的なIR活動への取り組み

当社グループは、上場企業として、法令や取引所規則にもとづく正確な情報開示を行うことはもと

より、広く市場に流通する当社株式の取引を活発化し、その取引価格を合理的な水準にするためのIR活動を積極的に推進していく必要があります。上場企業としての当社は、本源的な企業価値の増大を図るのみならず、その第三者評価としての株式時価総額等の市場評価を適切なものにしていく責務があり、そのための適切なIR活動の推進が、当社にとっての対処すべき課題になると認識しております。

当社グループはこれらの課題を解決し、従来以上に新規顧客の開拓に注力して、売上の拡大およびそれに伴う営業利益の拡大を目指してまいります。

新株予約権等の状況

1. 当事業年度末において会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものの状況

		第十一回の2新株予約権	第十六回新株予約権
発行決議日		2016年12月28日	2021年6月14日
新株予約権の数		160個	560個 (注) 7
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 80,000株 (注) 1 (新株予約権1個につき 500株)	普通株式 280,000株 (注) 1 (新株予約権1個につき 500株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 190,070円 (注) 2 (1株当たり 381円)	新株予約権1個当たり 442,281円 (注) 2 (1株当たり 885円)
権利行使期間		2018年12月29日から 2026年3月30日まで	2023年6月15日から 2031年3月25日まで
行使の条件		(注) 3、4、5	(注) 3、4、6
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 160個 目的となる株式数 80,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 560個 目的となる株式数 280,000株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —
	監査役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —

(注) 1. (1)当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適

用されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

(2)当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、第十一回の2新株予約権に関しては、当社は合理的な新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。第十六回新株予約権に関しては、当社は適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. (1)普通株式についての株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の数についてのみ行われ、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。調整後の行使価額の適用時期は、（注）1(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

(2)第十一回の2新株予約権に関しては、当社が、時価を下回る価格で普通株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使により株式を交付する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の数についてのみ行われ、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。調整後の行使価額は、募集または割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式の発行または処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。また、「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

(3)当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、第十一回の2新株予約権に関しては、当社は合理的な行使価額の調整を行う。第十六回新株予約権に

関しては、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. (1)新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）について（注）4(1)から(4)まで定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。なお、上記ただし書きにかかわらず、会社は取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる判断がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。
(2)新株予約権者が、当社又は子会社の取締役又は監査役、当社又は子会社の使用人、当社の顧問、アドバイザー、コンサルタントその他、名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者のいずれでもなくなった場合には、当社に新株予約権の取得事由が生じ、新株予約権者は当該予約権の行使ができなくなる。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職または会社都合により退職した場合（懲戒解雇による場合は除く。）にはこの限りではない。また、第十一回の2新株予約権に関しては、新株予約権者が当社の親会社の取締役又は監査役、ないしは使用人であるか、新たにそれらになった場合の在任期間中、及び任期満了や定年退職や懲戒解雇以外の会社都合により退任、退職して以降の期間は、当社に新株予約権の取得事由は生じない。
(3)新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、権利者の相続人は当該時点で権利行使されていない本新株予約権を相続するものとする。ただし、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
4. 新株予約権の取得の条件
(1)第十一回の2新株予約権に関しては、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転について、法令上または当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときには、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
(2)当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第273条第2項又は会社法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。また、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して新株予約権を無償で取得することができる。ただし、いずれの場合も、有償発行新株予約権に関しては新株予約権の払い込み価格で取得する。
(3)次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は当該時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。ただし、有償発行新株予約権の場合には新株予約権の払い込み価格で取得する。
 - ①新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ②新株予約権者が当社または子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、ま

たはその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社または子会社と競業した場合。ただし、第十一回の2新株予約権に関しては、上記に加え、親会社と競合した場合を含む。なお、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社または子会社の信用を損ねた場合。ただし、新株予約権者が親会社の役職員等である場合には、親会社の信用を損ねた場合を含む。

④新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、または振り出しもしくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦新株予約権者につき解散の決議が行われた場合

⑧新株予約権者が本発行要領または新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

⑨第十一回の2新株予約権に関しては、新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。）であると判明した場合。第十六回新株予約権に関しては、新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する個人又は集団の構成員を意味する。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。

(4)新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。なお、第十一回の2新株予約権に関しては、親会社の取締役もしくは監査役または使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）を含む。

①新株予約権者が自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。ただし、第十一回の2新株予約権に関しては、新株予約権者に当社の親会社の就業規則が適用される場合には、その懲戒事由に該当した場合を含む。

②新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反した場合。ただし、第十一回の2新株予約権に関しては、新株予約権者に当社の親会社に対する忠実義務等があり、その義務に違反した場合を含む。

(5)当社は、当社による新株予約権の取得事由に該当する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、取得の事由が生じた新株予約権の一部のみを取得することができ、その場合は、取得する新株予約権を取締役会の決議により決定する。

5. 第十一回の2新株予約権には、以下の行使条件がついている。

新株予約権者は、①当社がいずれかの金融商品取引所へ上場（以下「株式公開」という。）する場

合であって、かつ時価総額（株式公開に際して発行される株式の発行価格として会社に支払われる金額に、当社の株式公開後の発行済株式総数を乗じた金額を意味する。）が300億円以上となる場合、又は②株式公開後の場合であって時価総額（株価に当該時点での発行済株式総数を乗じた金額を意味する。）が300億円以上となった場合にのみ、割当新株予約権を行使することができる。

6. 第十六回新株予約権には、上記表の記載に追加して、以下の行使条件がついている。

(1)割当日である2021年6月15日より3年経過後、4年経過前の間は50%を上限として行使請求することができる。

(2)割当日である2021年6月15日より4年経過後は、全部につき、行使請求することができる。

(3)当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請準備が開始された時点より、株式公開から6ヶ月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

7. 取締役のうち1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたもの。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。

会社役員の状況

1. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役を除く）および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員です。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険期間中に被保険者の職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害は填補されます。

ただし、被保険者の業務執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識して行った行為に起因して生じた損害については填補の対象とならない等、一定の免責事由を設けております。

社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	江 端 貴 子	エムスリー株式会社 社外取締役(監査等委員) リガク・ホールディングス株式会社 社外取締役	いずれも特別な 関係はございま せん。
監査役	中 原 茂	中原総合法律事務所 代表 MMプリンシパルインベストメント株式会社 取締役	

2. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 江 端 貴 子	当事業年度に開催した取締役会14回全てに出席しました。ITおよびガバナンスに関する豊富な知識と経験を活かして、客観的・専門的視点から助言・提言を行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。また任意の指名・報酬委員会にも委員長として、12回全てに出席し、独立した立場から委員会の活発な対話を主導しております。
取締役 小 串 記 代 ※	当事業年度に開催した取締役会14回全てに出席しました。人材成長戦略に関する豊富な知識と経験を活かして、客観的・専門的視点から助言・提言を行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。また任意の指名・報酬委員会にも委員として、12回全てに出席し、独立した立場から豊富な経営経験・人材育成経験に基づいた発言を行っております。
監査役 中 村 信 弘	当事業年度に開催した取締役会14回全てに出席、また、当事業年度に開催した監査役会14回全てに出席しました。財務・会計に関する豊富な知識と経験に基づき、発言を行っております。さらに、任意の指名・報酬委員会にも委員として、12回全てに出席し、独立した立場から客観的な発言を行っております。
監査役 中 原 茂	当事業年度に開催した取締役会14回全てに出席、また、当事業年度に開催した監査役会14回全てに出席しました。法曹界での豊富な経験に基づき、発言を行っております。

※小串記代氏の戸籍上の氏名は、田中記代であります。以下、本資料において「小串記代」と表記いたします。

会計監査人の状況

1. 名称

太陽有限責任監査法人

2. 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,440千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、受託業務に係る内部統制を対象とした保証業務についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社および当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、「基本理念」と「私たちが大切にすること」を定め、当社および当社の子会社共通の価値観とアイデンティティを堅持します。
 - ② 当社および当社の子会社は、当社の企業理念に基づき、倫理・行動規範を整備・共有・遵守するとともに、社内規程を遵守し、適正な職務執行を行います。
 - ③ 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する問題点・課題の検討、対応策のフォローおよび遵守体制のレビューを実施します。
 - ④ 当社および当社の子会社は、コンプライアンスについての意識と理解を高めるため、定期的にコンプライアンス教育を実施します。
 - ⑤ 当社は、監査役監査に加えて内部監査部門の監査を実施します。
 - ⑥ 当社の子会社管理については、関係会社管理規程に基づき、管理部門が管轄し、その業務の執行状況については子会社取締役会および当社執行役員会において定期的に報告を受け、確認すると共に、子会社監査役との連携の下に内部監査を行い、業務の適正を確保します。
 - ⑦ 当社は、職制から独立した内部通報窓口（ホットライン）を設置し、ホットライン運用規程を当社の子会社にも適用することにより、当社の関係会社も含めた法令違反、不適正な業務の早期発見と防止による社会的信頼の確保に努めます。また外部窓口を独立第三者機関に設置します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社では情報の保存、管理に関する規程として、ISMS関連規程、文書管理規程を定め取締役会・株主総会の招集通知、付議資料、議事録の管理・保存を人事総務部門管理の下に行っています。また情報管理の強化とその実効性を向上するため、文書および電磁的記録の作成、配布、保管、廃棄の管理を強化するとともに、取締役会における指示事項の対応状況を整理・保管し、指示の結果を確認できるようにします。
- (3) 当社および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社および当社の子会社は、経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、効果的に対応するためリスク管理規程等を定め、平時の予防体制を整備します。
 - ② 当社および当社の子会社は、経営に重大な影響を及ぼす不測事態の発生あるいは発生可能性が生じた場

合は、リスク管理規程に基づき、必要な対策を実施します。

- ③ 当社および当社の子会社の職務執行に係るリスク管理のモニタリングについては、監査役監査に加えて内部監査部門の監査を実施します。

(4) 当社および当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および当社の子会社は、各社が定める取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。
- ② 当社および当社の子会社は、取締役の職務、意思決定がさらに適宜・適切に行われるよう、定期的に取り締役会を開催し、業績報告に加えて、中期・半年度の戦略遂行状況および内部統制に関する報告を行います。

(5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の子会社は、当社の関係会社管理規程の定めに従い、当社の窓口となる管理部門への報告、または、当社の取締役会、執行役員会等その他重要な会議に出席して、職務の遂行状況その他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行います。管理部門は、当社の子会社の取締役、監査役および使用人より報告を受けた事項について、速やかに当社の関係部門と共有します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、および使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務の補助については、監査役からの求めに応じて適切な使用人を適宜対応させるほか、専従スタッフ配置の求めがあるときは監査役と協議の上、適切に対応します。
- ② 監査役の職務を補助する使用人の任命、異動については、監査役の同意を得ます。また当該使用人は、監査役の指揮命令下で職務を執行し、その評価については、監査役の意見を聴取します。

(7) 当社および当社の子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制、ならびに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、執行役員会をはじめとする主要な会議および監査役が必要と判断する会議に出席するものとします。
- ② 当社の取締役および使用人は、取締役会、執行役員会その他監査役が出席する重要な会議を通じて、職務の執行状況を報告します。

- ③ 当社の監査役は、期中・期末の定期監査に加え、必要に応じて当社または当社の子会社の取締役あるいは使用人から、業務に関する報告を個別あるいは監査役会で受けることができるものとします。
 - ④ 当社の取締役および使用人に対し、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、その他の重要な事実が発生した場合、監査役会に対して速やかに報告することを義務付けます。
 - ⑤ 当社の常勤監査役は代表取締役社長、内部監査部門、会計監査人と定期的に意見交換会を開催するものとします。
 - ⑥ 当社および当社の子会社で適用されるホットラインにおいて把握された情報は、監査役へ共有されます。なお、当該ホットライン等による申告者に対して当該申告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止します。
 - ⑦ (6)(7)および(8)の事項に関しては監査役会と代表取締役社長との間で協定を結び、これらの実施が確実に行われることを保証します。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備の状況について
当社および当社の子会社の倫理・行動規範に、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力・団体の活動を助長もしくは加担するような行為は行わないことを定め、周知徹底を図ります。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社および当社の子会社は、持続的成長の妨げとなる全ての事象を対象にリスクを管理するとともに、法令や社会的規範、倫理行動規範を含む社内規則を遵守し、適正な業務遂行を図ることで、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、リスク検討会、コンプライアンス委員会、安全衛生委員会等の各委員会を開催しました。また、当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行の適正性を高め、ガバナンスを強化するために、関係会社管理規程を制定し、運用しています。その他、主な運用状況については以下のとおりです。

(1) 重要な会議の開催状況

当期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）における主な会議の開催状況は、以下のとおりです。

取締役会は14回開催され、その他、監査役会は14回、執行役員会は26回、指名・報酬委員会は12回、コンプライアンス委員会は6回、リスク検討会は2回、安全衛生委員会は12回開催しました。

(2) 監査役の職務の執行について

- ① 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役、取締役、幹部社員、および当社の主な子会社の取締役と必要に応じて面談を実施しました。
- ② 監査役は、取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。
- ③ 監査役は、代表取締役、会計監査人および内部監査部門との間で、定期的な意見交換会を実施しました。
- ④ 監査役会は、内部統制上の重要な事項について、執行部門および内部監査部門から説明を受けました。
- ⑤ 監査役は、内部監査部門と連携して監査を行うとともに、監査結果について意見交換を実施しました。
- ⑥ 監査役は、子会社を含めた会計および内部統制の監査を実施しました。

(3) 主な教育・研修の実施状況について

当社は、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、当社倫理・行動規範とマニュアル等に基づき、教育を実施しました。

(4) 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、リスク管理・コンプライアンス等の観点から選定した個別テーマや当社各部門の業務遂行状況について業務監査を実施するとともに、当社の子会社の内部監査を実施しました。

(5) 反社会的勢力排除について

お取引先様との契約書などに、反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、取引前の反社チェックおよび既存取引先に関する定期的な反社チェックを実施しております。また、新入社員に対し、倫理・行動規範の教育をすることで、反社会的勢力排除についての意識醸成に努めました。

会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	556,806	759,527	4,053,806	△65	5,370,074
当連結会計年度変動額					
新株の発行	23,683	23,683			47,366
剰余金の配当			△211,737		△211,737
親会社株主に帰属する当期純利益			865,914		865,914
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	23,683	23,683	654,176	－	701,543
当連結会計年度末残高	580,489	783,211	4,707,983	△65	6,071,618

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	99	5,370,174
当連結会計年度変動額		
新株の発行		47,366
剰余金の配当		△211,737
親会社株主に帰属する当期純利益		865,914
自己株式の取得		
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△99	△99
当連結会計年度変動額合計	△99	701,443
当連結会計年度末残高	－	6,071,618

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 2社

ATC株式会社

APリノベーションズ株式会社

連結の範囲の変更

新設分割により設立したAPリノベーションズ株式会社を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

愛富思（大連）科技有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

愛富思（大連）科技有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

(a) 商品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(b) 仕掛品および貯蔵品

個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(c) 未成工事支出金

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得をした建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）による定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品の販売に係る収益（MRO 事業、FM 事業）

商品の販売に係る収益には、主に商品または建材等の国内販売が含まれ、商品等の出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間であるため、商品の出荷時点において顧客に当該商品に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。

② 工事契約に係る収益（FM 事業）

工事契約に係る収益には、主に商業施設の改装・電気工事の請負が含まれ、履行義務を充足するに

つれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③ サービスに係る収益（FM 事業）

サービスに係る収益には、主に店舗の清掃、修繕、保守に係る役務提供、サービスの代理人取引に係る手数料等が含まれ、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識し、契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断する取引については、当該時点で収益を認識しております。なお、サービスの代理人取引に係る手数料は、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた純額で収益を認識しております。

④ システム提供に係る収益（MRO 事業）

顧客へ提供するシステムに係る収益には、システム利用料やシステムの初期設定、システムのカスタマイズが含まれ、システム利用料は顧客との契約に応じ一定の期間にわたり収益を認識し、初期設定やシステムのカスタマイズは、顧客のシステム利用開始の時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に備えるため、確定拠出制度を採用しており、要拠出額をもって費用処理しております。

③ グループ通算制度の適用

当社および国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
繰延税金資産 139,044千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社および連結子会社は、グループ通算制度を採用しております。繰延税金資産の回収可能性は、グループ通算制度の適用対象会社の事業計画に基づく課税所得を基準として見積っております。繰延税金資産の計上にあたっては、その回収可能性について、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金の解消スケジュールおよび将来課税所得の見積り等に基づき判断しております。また、将来課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得の見積りの基礎となる翌期以降の事業計画における主要な仮定は、事業セグメントごとかつ得意先別に集計した売上高と売上総利益率の予測であります。

売上高の予測は、過去の売上実績や新規顧客との商談状況、顧客の出店・改装計画などを基とし算出しております。

また、売上総利益率の予測は、売上高の予測と過去の仕入実績などに基づいて売上原価を予測し算出しております。

なお、課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において認識する繰延税金資産の金額に重要な変動を与えるリスクがあります。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数
普通株式 9,692,500株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年3月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	211,737	22	2023年12月31日	2024年3月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年3月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	261,696	27	2024年12月31日	2025年3月27日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式 552,500株

4. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金、契約資産および電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等および未払消費税等は、一年以内の支払期日であります。買掛金および未払金のうち、一部の輸入取引および国外取引に伴う外貨建てのものは、為替リスクに晒されております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は主に運転資金および設備投資に係る資金の調達を目的としたものであり、原則固定金利としており、金利の変動リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金、契約資産および電子記録債権は、与信管理規程および債権債務管理細則に従い、新規取引先発生時に顧客の信用状況について調査し、また取引先毎に残高および回収期日を管理し、取引先の状況を定期的にモニタリングすることで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替変動リスクについては、損失を最小限に抑えるため、為替の変動を定期的にモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社および連結子会社の財務部門が資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長 期 借 入 金	23,364千円	23,332千円	△31千円

(注) 1 「現金及び預金」、「売掛金」、「契約資産」、「電子記録債権」、「買掛金」および「未払金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「差入保証金」については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(注) 2 市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	4,386

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長 期 借 入 金	－千円	23,332千円	－千円	23,332千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

長期借入金

固定金利によるものは元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

5. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	MRO事業	FM事業	計		
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	40,896,268	13,178,079	54,074,348	17,778	54,092,126
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	324,924	1,487,694	1,812,618	48,059	1,860,677
顧客との契約から生じる収益	41,221,192	14,665,774	55,886,966	65,837	55,952,804
外部顧客への売上高	41,221,192	14,665,774	55,886,966	65,837	55,952,804

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ソフトウェア関連業を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①MRO事業

MRO事業では、間接材の販売、システムサービス提供等を行っております。

履行義務の充足時点については、間接材の販売は国内のみであり、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。また、システムサービス提供等につきましては、システム導入等に付随して一時点でサービスが提供されるものを除き、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、履行義務の充足に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足後、概ね2か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含まれておりません。

②FM事業

FM事業では、施設管理や間接業務に関連するサービス提供やこれに付随する建設資材の販売を行っております。

履行義務の充足時点については、施設管理や間接業務に関連するサービス提供は、期間契約と都度対応に分けられ、期間契約は顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、履行

義務の充足に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。都度対応については、役務完了の時点をもって収益を認識しております。なお、当社が代理人となる取引については、純額で収益を認識しております。

工事契約においては、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約は「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める一時点で収益を認識し、それ以外の工事契約は「収益認識に関する会計基準の適用指針」第20項に定めるインプット法に基づき収益を認識しております。

建設資材の販売は国内のみであり、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しておりますが、一部取引は顧客との契約に従い出荷日から一定期間が経過した時点をもって収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足後、概ね3か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含まれておりません。

③その他

ソフトウェアライセンス等の販売、システム導入支援等を行っております。

履行義務の充足時点については、ソフトウェアライセンス等の販売は、引渡し時点で収益を認識しており、システム導入支援等は、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、履行義務の充足に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足後、概ね1か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含まれておりません。

- (3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
重要性に乏しいため、記載を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 626円43銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 89円73銭 |

7 その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,151,274	流動負債	12,007,491
現金及び預金	5,357,350	買掛金	11,171,509
売掛金	8,891,247	1年内返済予定の長期借入金	19,992
電子記録債権	214,197	未払金	309,953
商貯蔵品	391,809	未払費用	46,189
未成工事支出金	623	未払法人税等	199,900
前払渡費	31,914	未払消費税等	58,465
前払の費用	162,955	契約負債	19,651
そ の 他 の 金 用 金	74,319	与引当金	158,760
貸倒引当金	27,770	その他	23,068
	△912	固定負債	34,573
固定資産	2,851,074	長期借入金	3,372
有形固定資産	82,312	資産除去債	30,701
建物	85,595	その他	500
建物減価償却累計額	△54,736	負債合計	12,042,064
建物(純額)	30,859	(純資産の部)	
工具器具備品	272,448	株主資本	5,960,284
工具器具備品減価償却累計額	△220,995	資本金	580,489
工具器具備品(純額)	51,452	資本剰余金	783,211
無形固定資産	2,107,452	資本準備金	557,396
ソフトウェア	1,504,869	その他資本剰余金	225,814
ソフトウェア仮勘定	602,582	利益剰余金	4,596,649
投資その他の資産	661,310	利益準備金	9,372
関係会社株式	469,725	その他利益剰余金	4,587,276
長期前払費用	1,946	繰越利益剰余金	4,587,276
差入保証金	113,192	自己株式	△65
繰延税金資産	76,446		
資産合計	18,002,349	純資産合計	5,960,284
		負債純資産合計	18,002,349

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	54,920,557
売上原価	49,940,325
売上総利益	4,980,232
販売費及び一般管理費	3,771,228
営業利益	1,209,003
営業外収益	
受取利息	217
受取配当金	34,980
受取保険金	4,216
その他	2,288
営業外費用	
支払利息	124
為替差損	19,892
固定資産除却損	516
その他	1,075
経常利益	1,229,096
税引前当期純利益	1,229,096
法人税、住民税及び事業税	344,001
法人税等調整額	12,577
当期純利益	872,516

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	556,806	533,713	225,814	759,527	9,372	3,926,497	3,935,870
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	23,683	23,683		23,683			
剰 余 金 の 配 当						△211,737	△211,737
当 期 純 利 益						872,516	872,516
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	23,683	23,683	－	23,683	－	660,779	660,779
当 期 末 残 高	580,489	557,396	225,814	783,211	9,372	4,587,276	4,596,649

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△65	5,252,138	99	5,252,238
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		47,366		47,366
剰 余 金 の 配 当		△211,737		△211,737
当 期 純 利 益		872,516		872,516
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△99	△99
当 期 変 動 額 合 計	－	708,145	△99	708,045
当 期 末 残 高	△65	5,960,284	－	5,960,284

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

- ① 有価証券
関係会社株式 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産
 - ・ 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・ 仕掛品・貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・ 未成工事支出金 個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。
- ② 無形固定資産
定額法
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① 商品の販売に係る収益（MRO 事業、FM 事業）
商品の販売に係る収益には、主に商品または建材等の国内販売が含まれ、商品等の出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間であるため、商品の出荷時点において顧客に当該商品に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。
- ② 工事契約に係る収益（FM 事業）
契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工

事であるため、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③ サービスに係る収益（FM 事業）

サービスに係る収益には、主に店舗の清掃、修繕、保守に係る役務提供、保守サービスの代理取引に係る手数料等が含まれ、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識し、契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断する取引については、当該時点で収益を認識しております。なお、サービスの代理人取引に係る手数料は、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた純額で収益を認識しております。

④ システム提供に係る収益（MRO 事業）

顧客へ提供するシステムに係る収益には、システム利用料やシステムの初期設定、システムのカスタマイズが含まれ、システム利用料は顧客との契約に応じ一定の期間にわたり収益を認識し、初期設定やシステムのカスタマイズは、顧客のシステム利用開始の時点で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 76,446千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、グループ通算制度を採用しております。繰延税金資産の回収可能性は、グループ通算制度の適用対象会社の事業計画に基づく課税所得を基準として見積っております。繰延税金資産の計上にあたっては、その回収可能性について、将来減算一時差異および将来課税所得の見積り等に基づき判断しております。また、将来課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得の見積りの基礎となる翌期以降の事業計画における主要な仮定は、事業セグメントごとかつ得意先別に集計した売上高と売上総利益率の予測であります。

売上高の予測は、過去の売上実績や新規顧客との商談状況、顧客の出店・改装計画などを基とし算出しております。

また、売上総利益率の予測は、売上高の予測と過去の仕入実績などに基づいて売上原価を予測し算出しております。

なお、課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可

能性があり、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において認識する繰延税金資産の金額に重要な変動を与えるリスクがあります。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	838,461千円
② 短期金銭債務	751,073千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	6,861,017千円
仕入高	3,220,382千円
その他営業取引高	422,235千円
営業取引以外の取引高	40,940千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および数

普通株式	49株
------	-----

6. 税効果会計に関する注記

① 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	12,869千円
減価償却費	7,991千円
棚卸資産評価損	3,614千円
資産除去債務	9,400千円
未払事業所税	1,364千円
賞与引当金	48,612千円
関係会社株式評価損	129,156千円
その他	2,650千円
繰延税金資産小計	215,660千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△137,612千円
評価性引当額小計	△137,162千円
繰延税金資産合計	78,047千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△1,565千円
その他	△35千円
繰延税金負債合計	△1,601千円
繰延税金資産の純額	76,446千円

② 法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
親 会 社	ア ス ク ル (株)	被所有 直接 62.45%	商品の販売および仕入 役員の兼任	商品の販売 商品の仕入	6,841,545 3,218,369	売掛金 買掛金	824,597 697,413

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 市場価格を参考に交渉の上決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には含まれております。

(2) 役員および個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又 は 氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
役 員	齋 藤 正 弘	被所有 直接 0.40%	当社取締役	ストック・オプション の権利行使	13,489	—	—

(注) 取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

8. 収益認識に関する注記

連結注記表「5. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

614円94銭

(2) 1株当たりの当期純利益

90円42銭

10. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月18日

株式会社アルファパーチェス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久塚	清憲 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石倉	毅典 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルファパーチェスの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルファパーチェス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月18日

株式会社アルファパーチェス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久塚	清憲 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石倉	毅典 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルファパーチェスの2024年1月1日から2024年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用してい

る場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネットを経由した手段を活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議にWeb会議システムを利用するなどして出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月19日

株式会社アルファパーチェス	監査役会
常勤監査役 遠藤 英二 ㊞	
社外監査役 中村 信弘 ㊞	
社外監査役 中原 茂 ㊞	

以上